特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	療育手帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、療育手帳業務に関する事務において特定個人情報ファイル (個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリストを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年3月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを					
①事務の名称	療育手帳に関する業務				
②事務の概要	【概要】 療育手帳の交付に関する規則に基づき、知的障害があるものからの療育手帳の交付申請を審査し、療育 手帳の交付を行うとともに、療育手帳交付台帳を備え、交付に関する事項等を記載するなどの業務を行う。 【具体的事務】 ・療育手帳の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は申請に対する応答に関する事務 ・療育手帳の返還に関する事務 ・療育手帳交付台帳の整備に関する事務 ・氏名の変更、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又は届出 に対する応答に関する業務 ・療育手帳の再交付に関する事務				
③システムの名称	障害者手帳発行等電算システム、統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名	3				
療育手帳交付台帳ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	·番号法 別表 8、50の項				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 42, 125, 161の項 【情報照会の根拠】 なし				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	京都府健康福祉部障害者支援課				
②所属長の役職名	京都府健康福祉部障害者支援課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・記	T正·利用停止請求				
請求先	郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部障害者支援課				

O. 特定個人情報ファイルの状況の10月日で					
連絡先 郵便番号602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部障害者支援課					
9. 規則第9条第2項の適用]]適用した			
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		₹満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和6年11月1日 時点				
2. 取扱者勢	枚						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和6年11月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書] ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重点項目評価書又	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び は全項目評価書において、リスク変	全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(情	背報提供ネットワークシス	テムを通じた入手	を除く。)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じた	□ 提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシン	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の 毀損リスクへの対		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在	Eさせる作業			[]	人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発 の対策は十分か		[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根	拠	個人特定番号の入手から保 行っている。	管、廃棄まで、	人手がか	介在することに人為的ミスが発生するリスク	への対策を	

9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・四	客発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考え	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育・啓発 (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	アクセス権限の管理を行っている				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	I 3	・番号法第9条第1項別表第一 7、33の3の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条の5	·番号法 別表 8、50の項	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	I 4 2	・番号法第19条第8号別表第二 10項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定 める命令 第9条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条 の表 42, 125, 161の項	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和7年3月28日	П 1	1万人以上10万人未満 令和3年3月31日時点	1,000人以上1万人未満 令和6年11月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	I 2	令和3年3月31日時点	令和6年11月1日時点	事後	評価書見直しに係る修正
令和7年3月28日	IV 8	(新規追加)	個人特定番号の入手から保管、廃棄まで、人手が介在することに人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	事後	評価項目の追加
令和7年3月28日	IV 11	(新規追加)	アクセス権限の管理を行っている	事後	評価項目の追加